

霊山立山魅力発信動画コンテンツ制作業務仕様書

1. 業務名

霊山立山魅力発信動画コンテンツ制作業務

2. 契約期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

3. 業務内容

立山博物館 YouTube チャンネルでの公開等立山博物館を中心とした立山博物館及び立山エリアのPRに用いる動画コンテンツを制作する。制作する動画コンテンツは、外国人を含む視聴者全般に立山及び立山博物館の魅力強く伝え、立山博物館及び立山エリアへの来訪を促すものとする。また、視聴を促すためPRに係る取組みを実施する。

動画コンテンツの内容（構成、BGM・効果音、文字テロップなど）や撮影スケジュール、PRに係る取組みの内容などの詳細については、富山県文化振興室職員及び富山県立山博物館学芸課職員と協議の上決定すること。

(1)制作条件

内容	富山駅や富山ICなど、富山県の玄関口から立山エリアまでの道のりを解説する早回し動画を作成すること。なお、同動画には電車や自動車の車窓から見える雄大な立山連峰の姿を撮影した映像も盛り込み、視聴者に立山エリアへの来訪を強く促す内容とすること。 制作例) 富山駅から地鉄電車で千垣駅までと千垣駅から立山博物館まで 富山ICから立山博物館までと立山駅、称名滝までさらに足を伸ばす 富山に入ってから禅定道の道標などポイントをたどったもの
制作本数	9本 ① 5分程度の動画 3本 ② 60秒以内の動画（縦型のショート動画） 3本 （① 5分程度の動画を編集し制作すること。） ③ 30秒以内の動画（縦型のショート動画） 3本 （① 5分程度の動画を編集し制作すること。） ※動画の時間はあくまで目安であり、視聴者に立山エリアの魅力強く伝えるものであれば、時間を変更しても差し支えない。
成果物納品	データ（番組タイトル、収録時間、制作年、製作者名を記載すること）による納品
納品場所	富山県立山博物館（富山県中新川郡立山町芦嶽寺 93-1）

(2)業務内容

- ア 動画コンテンツの企画、制作
- イ テロップを入れる場合は、多言語化（英語）を行う
- ウ 動画コンテンツの視聴を促すためのPR

(3)その他

- ア 業務の実施にあたっては、地元住民等の関係者との調整を行いながら実施すること。また、必要に応じて、許認可等の申請手続きを行うこと。
- イ 動画を編集するために使用したマスターテープ及び音声録音等は、受注者が保管する。受注者が本業務の目的以外で使用する際は、富山県立山博物館の許諾を得ること。
- ウ 成果物の著作権は富山県に帰属する。

4. その他

- ・この事業は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託業務が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- ・この仕様書に定めのない事項及び各事項の詳細については、協議によって定めるものとする。